

# あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋 田 市 役 所  
編集兼 中 島 修  
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦  
秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所

## 目 次

### 条 例

- 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例（第17号）…… 2
- 秋田市北部墓地条例（第18号）…… 2
- 秋田市子ども広場条例（第19号）…… 3

### 規 則

- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第25号）…… 3
- 秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則（第26号）…… 5
- 秋田公立美術工芸短期大学大学開放センター管理運営規則の一部を改正する規則（第27号）…… 6
- 秋田市北部墓地条例施行規則（第28号）…… 6
- 秋田市子ども広場条例施行規則（第29号）…… 8

### 教 委 規 則

- 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第 8 号）…… 8

### 公 平 委 規 則

- 秋田市公平委員会規則の一部を改正する規則（第 2 号）…… 8
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第 3 号）…… 8

### 訓 令

- 秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第 6 号）…… 9
- 秋田市市民センター事務決裁規程を廃止する訓令（第 7 号）…… 9
- 秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第 8 号）…… 9

### 教 委 訓 令

- 秋田市土崎みなと会館使用規程の一部を改正する訓令（第 2 号）…… 11

### 告 示

- 地縁による団体の認可について（第138号）…… 11
- 地縁による団体の認可について（第139号）…… 11
- 秋田市雄和左手子交流センターの告示事項の変更について（第140号）…… 12
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第141号）…… 12
- 指定定期検査機関の指定について（第142号）…… 12
- 北部市民サービスセンターの施設使用料の徴収業務の委任について（第143号）…… 12

- 秋田市河辺市民サービスセンター施設使用料等徴収業務の委託について（第144号）…… 12
- 地縁による団体の認可について（第145号）…… 13
- 納税通知書の公示送達について（第146号）…… 13
- 納税通知書の公示送達について（第147号）…… 13
- 雄和市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について（第148号）…… 13
- 放置自転車等の撤去および保管について（第149号）…… 13
- 特定計量器定期検査の実施について（第150号）…… 14
- 出納員および現金取扱員への委任等について（第151号）…… 14
- 秋田市議会臨時会の招集について（第152号）…… 14
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第153号）…… 15
- 古川町街区公園の夜間照明施設使用料の徴収事務の委託について（第154号）…… 15
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第155号）…… 15
- 行旅死亡人の取扱いについて（第156号）…… 15
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第157号）…… 15
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第158号）…… 16
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第159号）…… 16
- 秋田市議会臨時会に付議する事件の追加について（第160号）…… 16
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第161号）…… 16
- 専決処分した予算およびその要領について（第162号）…… 16
- 平成23年5月秋田市議会臨時会において議決を経た予算およびその要領について（第163号）…… 17
- 認可地縁団体の認可について（第164号）…… 18
- 特定計量器定期検査手数料の徴収事務の委託について（第165号）…… 18
- 胸部検診に係る検診料の徴収、収納業務の委任について（第166号）…… 18

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第 8 号）…… 18

### 選 管 告 示

- 平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙立会人の変更選任について（第46号）…… 19
- 平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における当選した者の氏名および住所について（第47号）…… 19
- 平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総

選挙における当選人の氏名および住所について（第48号）…21  
 ○平成23年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第49号）……………24

**農 委 告 示**

○平成22年4月16日から平成23年3月17日までに開催した秋田市農業委員会総会の議事録の縦覧について（第8号）……………24  
 ○秋田市農業委員会総会の招集について（第9号）……………24

**上下水道局告示**

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第16号）……………24  
 ○指定排水設備工事事業者の廃止について（第17号）……………24  
 ○指定給水装置工事事業者の廃止について（第18号）……………24  
 ○指定排水設備工事事業者の廃止について（第19号）……………25

**公 告**

○差押財産の公売について……………25  
 ○建築基準法による道路の廃止について……………25  
 ○建築基準法による道路の指定について……………25  
 ○開発行為に関する工事の完了について……………26  
 ○農用地利用集積計画の縦覧について……………26  
 ○入札参加者の公募について……………26  
 ○都市計画道路の変更に関わる図書の写しの縦覧について…………27

**選 管 公 告**

○秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について……………27

**上下水道局公告**

○受益者負担金の賦課対象区域について……………29  
 ○入札参加希望者の公募について……………29  
 ○入札参加希望者の公募について……………30  
 ○入札参加資格の申請の受付について……………31  
 ○入札参加希望者の公募について……………32  
 ○入札参加希望者の公募について……………33  
 ○一般競争入札の執行について……………34  
 ○一般競争入札の執行について……………35  
 ○入札参加資格の申請の受付について……………36

**条 例**

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成23年5月24日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第17号**

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条建設委員会の項中「、市勢活性化推進本部」を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市北部墓地条例をここに公布する。  
 平成23年5月26日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第18号**

秋田市北部墓地条例

（設置）

第1条 秋田市北部墓地（以下「墓地」という。）を秋田市飯島字堀川84番地180に設置する。

（墓地の用途の範囲）

第2条 墓地は、焼骨を埋蔵する墳墓を建設する場所とする。

（使用の資格）

第3条 墓地を永代使用（以下「使用」という。）しようとする者は、本市に住所又は本籍を有する者でなければならない。ただし、墓地の使用の許可を受けた後に市外に転住又は転籍をした者については、この限りでない。

（使用の許可）

第4条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により墓地の使用を許可した者（以下「使用者」という。）に対し、許可証を交付する。

（使用の制限等）

第5条 市長は、使用者に対し、その維持管理上必要があると認めるときは、その使用に関し制限し、もしくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができる。

（使用の承継）

第6条 墓地の使用は、相続人もしくは親族又は縁故者等で祭しを主宰する者に限り、市長の承認を受けて、これを承継することができる。

（墓地の返還）

第7条 使用者の都合により墓地を返還するときは、速やかに原状に復さなければならない。ただし、やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（使用の許可の取消し等）

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。
- (2) 墓地の使用の権利を譲渡し、又は墓地を転貸したとき。
- (3) 使用者が死亡した場合で、その祭しを主宰する相続人もしくは親族又は縁故者等がないとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

2 使用者は、前項（第3号を除く。）の規定により使用の許可を取り消されたときは、速やかに原状に復して返還しなければならない。

3 使用者が、前項に規定する措置を行わない場合は、市長が代わってこれを行い、その費用を当該使用者から徴収する。

（永代使用料）

第9条 使用者は、使用の許可と同時に永代使用料を納付しなければならない。

2 永代使用料の額は、1区画（面積4平方メートルのものをいう。以下同じ。）につき28万5,000円とする。

（管理手数料）

第10条 使用者は、毎年度管理手数料を納付しなければならない。  
 2 管理手数料の額は、1区画につき年額3,100円とする。

3 管理手数料の納期は、毎年4月1日から同月30日までとする。  
ただし、年度中途において使用を許可された場合の管理手数料は、当該使用の許可と同時に納付しなければならない。  
(再交付手数料)

第11条 使用者は、第4条第2項に規定する許可証の再交付を受けるときは、1件につき300円の再交付手数料を納付しなければならない。

(永代使用料等の不還付)

第12条 既納の永代使用料ならびに管理手数料および再交付手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年6月1日から施行する。

秋田市子ども広場条例をここに公布する。

平成23年5月26日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第19号

秋田市子ども広場条例

(設置)

第1条 子育てを行う市民の交流および情報交換の場等を提供することにより、子育てを支援するため、秋田市子ども広場(以下「広場」という。)を秋田市中通二丁目8番1号に設置する。  
(施設)

第2条 広場の施設は、次のとおりとする。

- (1) 遊びコーナー
  - (2) 託児コーナー
- (事業)

第3条 広場において行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 広場を使用した乳幼児(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。)の子育て支援に関すること。
  - (2) 乳幼児(生後6月に満たない者を除く。別表において同じ。)の託児に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の設置の目的を達成するために必要と認める事業
- (使用の許可)

第4条 託児コーナーを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、広場の管理上必要な条件を付することができる。  
(使用料等)

第5条 託児コーナーの使用料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の使用料は、使用を許可する際に徴収する。
  - 3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を後納させることができる。
- (使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の制限等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広場の使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 使用の許可条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第8条 広場を使用する者は、その施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は平成23年7月1日から施行する。

別表(第5条関係)

施設名	単 位	金 額
託児コーナー	乳幼児1人1時間につき	600円

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

## 規 則

秋田市政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年5月11日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第25号

秋田市政組織規則の一部を改正する規則

秋田市政組織規則(昭和56年秋田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第24条の4」を「第25条」に改める。

第12条第1項生活総務課の項第19号中「こと」の次に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同項中第21号から第28号までを削り、第29号を第21号とし、第30号を第22号とする。

第24条の4および第24条の5を削る。

第25条第1項第7号、第15号、第19号から第24号まで、第27号、第29号および第30号中「受け付け」を「受付」に改め、同項第52号を同項第56号とし、同項第51号中「受け付け」を「受付」に改め、同号を同項第55号とし、同項中第50号を第54号とし、第49号を第53号とし、第48号を第52号とし、同項第47号中「受け付け」を「受付」に改め、同号を同項第51号とし、同項中第46号を第50号とし、第45号を第49号とし、第44号を削り、第43号を第48号とし、第39号から第42号までを5号ずつ繰り下げ、第38号の次に次の5号を加える。

- (39) 原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付および廃車の申告の受付に関すること。
- (40) 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免に関すること。
- (41) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当および福祉手当の申請の受付等に関すること。
- (42) 児童扶養手当の申請の受付に関すること。
- (43) 勤労者の福祉(出稼き手帳の発行、求人情報の提供および連絡調整に係るものに限る。)に関すること。

第25条第1項に次の41号を加える。

- (57) 外旭川地域センター、上新城地域センターおよび金足地域センターに関すること。

- 58) 勝平地区コミュニティセンター、浜田地区コミュニティセンター、豊岩地区コミュニティセンターおよび下浜地区コミュニティセンターに関すること。
- 59) 飯島地区コミュニティセンター、寺内地区コミュニティセンター、外旭川地区コミュニティセンター、將軍野地区コミュニティセンター、港北地区コミュニティセンターおよび下新城地区コミュニティセンターに関すること。
- 60) 河辺岩見三内地区コミュニティセンターに関すること。
- 61) 岩見三内連絡所に関すること。
- 62) 大正寺連絡所に関すること。
- 63) 河辺戸島ふるさとセンターに関すること。
- 64) ふれあい交流館かかわべに関すること。
- 65) 雄和地区北部コミュニティ施設に関すること。
- 66) 雄和中の沢多目的研修集会施設に関すること。
- 67) 雄和農林漁家婦人活動促進施設に関すること。
- 68) 雄和山村交流センターに関すること。
- 69) 雄和基幹集落センターに関すること。
- 70) 雄和左手子交流センターに関すること。
- 71) 港湾の振興等に関すること。
- 72) 小規模水道施設に関すること。
- 73) 給水区域外の飲料水対策に関すること。
- 74) 地域審議会の運営に関すること。
- 75) 地縁による団体からの申請に基づく認可等に関すること。
- 76) 公害の苦情に関すること。
- 77) 廃棄物の不法投棄に係る相談の受付に関すること。
- 78) ごみ集積所の設置および維持管理に関すること。
- 79) 戦傷病者戦没者遺族等の援護に関すること。
- 80) 商工業および観光の振興等に係る連絡調整に関すること。
- 81) 農業振興地域整備計画に係る相談の受付等に関すること。
- 82) 米の生産調整に係る耕作面積の調査等に関すること。
- 83) 営農指導および営農相談に関すること。
- 84) 農林業用施設の災害復旧事業に係る要望の受付に関すること。
- 85) 有害鳥獣駆除対策事業に係る相談の受付およびその連絡調整に関すること。
- 86) 治山事業に係る危険箇所の調査、要望の受付および関係者との調整に関すること。
- 87) 自然公園の施設の整備および維持修繕に係る調査に関すること。
- 88) 農林畜水産業の振興等に係る連絡調整に関すること。
- 89) 道路用地等の境界確認に係る申請書の受付に関すること。
- 90) 道路用地等の未登記に係る処理に関すること。
- 91) 道路および橋りょうの新設および改良に係る要望の受付等に関すること。
- 92) 道路の除排雪に関すること。
- 93) 公園地および公園施設に係る許可申請の受付に関すること。
- 94) 植樹および緑化の推進に関すること。
- 95) 交通指導員の派遣要請に関すること。
- 96) 市営住宅および特定公共賃貸住宅の管理に関すること。
- 97) 市営住宅および特定公共賃貸住宅の入居申請の受付および退去に関すること。

第25条第2項中「前項第39号から第52号まで」を「第1項に掲げる事務のうち、同項第44号から第97号まで」に、「秋田市市民サービスセンター条例第2条に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加

える。

2 前項に掲げる事務のうち、秋田市市民サービスセンター条例第2条に規定する市民サービスセンターが所管する事務は、次の各号に掲げる市民サービスセンターの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 西部市民サービスセンター 前項第1号から第38号まで、第44号から第56号までおよび第58号に掲げる事務
- (2) 北部市民サービスセンター 前項第1号から第38号まで、第44号から第57号まで、第59号および第71号に掲げる事務
- (3) 河辺市民サービスセンター 前項第1号から第56号まで、第60号、第61号、第63号、第64号および第74号から第97号までに掲げる事務
- (4) 雄和市民サービスセンター 前項第1号から第56号まで、第62号、第65号から第70号までおよび第72号から第97号までに掲げる事務

第25条の2から第25条の4までを削る。

第30条中「市民生活部生活総務課」を「第25条第1項第57号に規定する地域センター以外の地域センターにあっては市民生活部生活総務課に、同号に規定する地域センターにあっては北部市民サービスセンター」に改める。

第30条の2中「第25条第1項第44号」を「第25条第1項第58号から第60号まで」に、「同号に規定するコミュニティセンターにあっては市民サービスセンター」を「同項第58号に規定するコミュニティセンターにあっては西部市民サービスセンターに、同項第59号に規定するコミュニティセンターにあっては北部市民サービスセンターに、同項第60号に規定するコミュニティセンターにあっては河辺市民サービスセンター」に改める。

第30条の3第1項中「市民センター」を「市民サービスセンター」に改め、同条第2項中「河辺市民センター」を「河辺市民サービスセンター」に、「雄和市民センター」を「雄和市民サービスセンター」に改め、同項第5号、第11号および第14号中「受け付け」を「受付」に改める。

第47条第1項の表中

8	支所長	支所
---	-----	----

8	削除	
---	----	--

を改め、同表第10号中「、駅前事務所、市民センターおよび地域活動センター」を「および駅前事務所」に改め、同表中

18	係長	係
18の2	班長	班

18	係長	係
----	----	---

を改め、同条第2項の表第1号の4中「企画調整部」を「企画財政部」に改め、同表第22号中「、市民センター、地域活動センター」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年5月16日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成23年5月15日において、次の表の左欄に掲げる職を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同月16日をもってそれぞれ同表右欄に掲げる職に命じられたものとする。

左欄	右欄
土崎支所長	北部市民サービスセンター所長
土崎支所参事	北部市民サービスセンター副所長
土崎支所副参事	北部市民サービスセンター副参事
土崎支所主席主査	北部市民サービスセンター主席主査
土崎支所主査	北部市民サービスセンター主査
土崎支所主任	北部市民サービスセンター主任
土崎支所技能主査	北部市民サービスセンター技能主査
河辺市民センター所長	河辺市民サービスセンター所長
河辺市民センター副所長	河辺市民サービスセンター副所長
河辺市民センター副参事	河辺市民サービスセンター副参事
河辺市民センター総務班主査	河辺市民サービスセンター主査
河辺市民センター税務班主席主査	河辺市民サービスセンター主席主査
河辺市民センター市民生活班長	河辺市民サービスセンター主席主査
河辺市民センター市民生活班主席主査	河辺市民サービスセンター主席主査
河辺市民センター市民生活班主査	河辺市民サービスセンター主査
河辺市民センター福祉保健班長	河辺市民サービスセンター主席主査
河辺市民センター福祉保健班主席主査	河辺市民サービスセンター主席主査
河辺市民センター福祉保健班主査	河辺市民サービスセンター主査
河辺市民センター産業班主査	河辺市民サービスセンター主査
河辺市民センター建設班主査	河辺市民サービスセンター主査
雄和市民センター所長	雄和市民サービスセンター所長
雄和市民センター副所長	雄和市民サービスセンター副所長
雄和市民センター副参事	雄和市民サービスセンター副参事
雄和市民センター総務班主席主査	雄和市民サービスセンター主席主査
雄和市民センター総務班主査	雄和市民サービスセンター主査
雄和市民センター税務班主席主査	雄和市民サービスセンター主席主査

雄和市民センター税務班主査	雄和市民サービスセンター主査
雄和市民センター市民生活班主席主査	雄和市民サービスセンター主席主査
雄和市民センター市民生活班主査	雄和市民サービスセンター主査
雄和市民センター福祉保健班主査	雄和市民サービスセンター主査
雄和市民センター福祉保健班主任	雄和市民サービスセンター主任
雄和市民センター産業班主査	雄和市民サービスセンター主査
雄和市民センター産業班技能主査	雄和市民サービスセンター技能主査
雄和市民センター建設班主席主査	雄和市民サービスセンター主席主査
雄和市民センター建設班技能主査	雄和市民サービスセンター技能主査

3 平成23年5月15日において、次の表の左欄に掲げる所に勤務を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同月16日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる所に勤務を命じられたものとする。

左欄	右欄
土崎支所	北部市民サービスセンター
河辺市民センター総務班	河辺市民サービスセンター
河辺市民センター建設班	河辺市民サービスセンター
雄和市民センター総務班	雄和市民サービスセンター
雄和市民センター市民生活班	雄和市民サービスセンター
雄和市民センター産業班	雄和市民サービスセンター

秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月11日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第26号

秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則  
(秋田市職員給与条例施行規則の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例施行規則(昭和28年秋田市規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2第2号中「(市民センターの税務班および市民生活班を含む。)」を削る。

(秋田市財務規則の一部改正)

第2条 秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第3条中「および秋田市市民センター事務決裁規程(平成16年秋田市訓令第6号)」を削る。

別表第1の備考の1中「又は秋田市市民センター事務決裁規程」および「又は所長専決事項」を削る。

(地域審議会運営規則の一部改正)

第3条 地域審議会運営規則(平成17年秋田市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条中「市民センター」を「市民サービスセンター」に改める。

## 附 則

この規則は、平成23年5月16日から施行する。

秋田公立美術工芸短期大学大学開放センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月16日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第27号

秋田公立美術工芸短期大学大学開放センター管理運営規則の一部を改正する規則

秋田公立美術工芸短期大学大学開放センター管理運営規則（平成8年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（サテライトセンター）

第11条 大学開放センターの機能の利用の普及を図るため、大学開放センターに附属する施設としてサテライトセンターを秋田市中通二丁目8番1号に置く。

2 前項のサテライトセンターの管理運営について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

秋田市北部墓地条例施行規則をここに公布する。

平成23年5月26日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第28号

秋田市北部墓地条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市北部墓地条例（平成23年秋田市条例第18号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可の申請）

第2条 条例第4条第1項の規定により秋田市北部墓地（以下「墓地」という。）の使用の許可を受けようとする者は、墓地使用許可申請書に住所又は本籍を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（公開抽せんによる決定）

第3条 市長は、墓地の使用の許可の申請者の数が、あらかじめ定める永代使用（以下「使用」という。）させるべき区画数を超える場合は、公開抽せんにより使用者を決定するものとする。

（保証人）

第4条 墓地の使用の許可を受けようとする者は、市内に住所を有し、独立の生計を営む者を保証人として選定し、市長に届け出なければならない。

2 前項の保証人を変更するときは、保証人変更届を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（墓碑等の設置）

第5条 使用者は、使用の許可を受けた日から1年以内に墓碑等を設置しなければならない。

（墓碑等の形態および規格）

第6条 使用の許可を受けた墓地に設ける墓碑等の形態および規格は、別図に定めるとおりとする。

（工事の届出）

第7条 使用の許可を受けた墓地に墓碑等を設置し、又は既存の墓碑等を変更しようとする者は、工事届に設計図書その他必要

な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（埋蔵又は改葬の届出）

第8条 使用者は、墓地に埋蔵し、又は改葬しようとするときは、埋蔵・改葬届に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（使用の承継の申請）

第9条 条例第6条の規定により墓地の使用を承継しようとする者は、墓地承継使用申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 従前の使用者の条例第4条第2項に規定する許可証（以下「墓地使用許可証」という。）

(2) 従前の使用者との関係を証明する書類

（墓地の返還）

第10条 条例第7条の規定により墓地を返還するときは、墓地返還届に墓地使用許可証および印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（墓地使用許可証の提示）

第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、墓地使用許可証を市長に提示しなければならない。

(1) 使用場所の引渡しを受けるとき。

(2) 使用場所の工事を行うとき。

(3) 埋蔵又は改葬を行うとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（墓地使用許可証の再交付の申請）

第12条 墓地使用許可証の再交付を受けようとする者は、墓地使用許可証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

（住所等の変更の届出）

第13条 使用者および保証人は、住所、本籍又は氏名に変更があったときは、市長に届け出なければならない。

（申請書等の様式）

第14条 この規則において規定する申請書等の様式は、別に定める。

（委任）

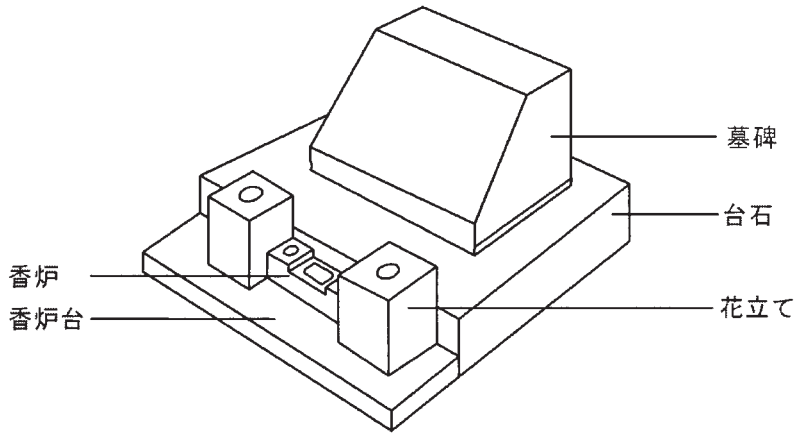
第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

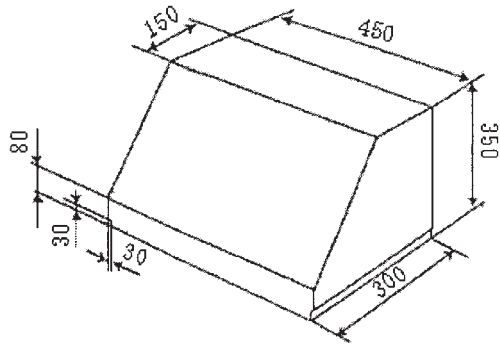
別図（第6条関係）

(1) 墓碑等の形態

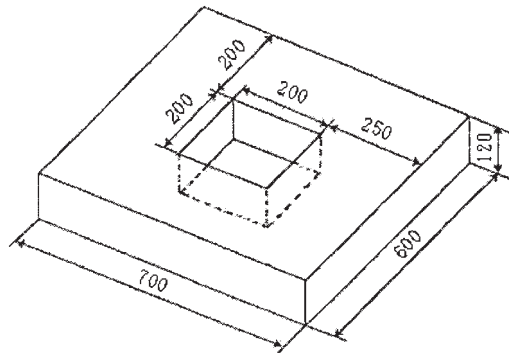


(2) 墓碑等の規格

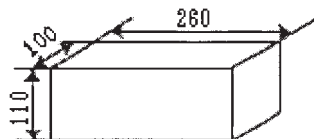
ア 墓碑



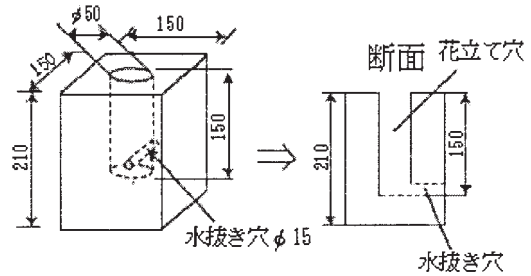
イ 台石



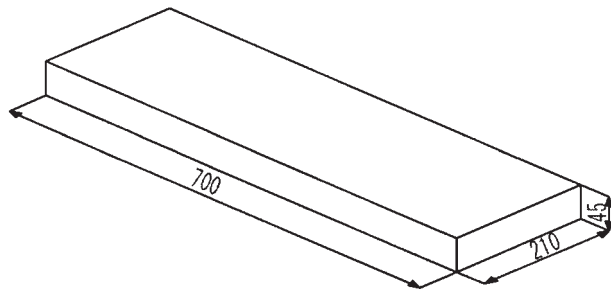
ウ 香炉



エ 花立て



オ 香炉台



備考

- 1 数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。
- 2 香炉、花立ておよび香炉台の設置は、任意とする。
- 3 台石の右側に市長が定める墓地番号を彫刻するものと

する。

秋田市子ども広場条例施行規則をここに公布する。  
平成23年 5月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第29号

秋田市子ども広場条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市子ども広場条例(平成23年秋田市条例第19号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間および休館日)

第2条 秋田市子ども広場の各施設の開館時間および休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間もしくは休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

施設名	開館時間	休館日
遊びコーナー	午前10時から午後7時まで	1月1日
託児コーナー	午前10時から午後6時まで	

(使用許可申請)

第3条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、託児コーナー使用許可申請書(以下「許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(使用許可書)

第4条 市長は、許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、託児コーナー使用許可書を交付するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

教 委 規 則

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5月26日

秋田市教育委員会  
委員長 前 川 重 明

秋田市教委規則第8号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則(平成3年秋田市教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

第20条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 中央図書館明徳館文庫に関すること。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

公 平 委 規 則

秋田市公平委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年 5月18日

秋田市公平委員会

委員長 伊 勢 昌 弘

秋田市公平委員会規則第2号

秋田市公平委員会規則の一部を改正する規則

秋田市公平委員会規則(昭和26年秋田市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(事務局)

第4条 公平委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

委員長は、事務職員の中から事務局長を選任する。

第5条および第6条第1項中「幹事」を「事務局長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、次の表の左欄に掲げる職を命じられていた職員は、別に辞令を用いなくて、施行日をもって同表の右欄に掲げる職に命じられたものとする。

左 欄	右 欄
幹事	事務局長

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5月18日

秋田市公平委員会

委員長 伊 勢 昌 弘

秋田市公平委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年秋田市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

市民相談センター 所長 参事	を
駅東サービスセンター 所長 副参事	
支所 支所長 参事 副参事	
市民サービスセンター 所長 副所長 副参事	
市民センター 所長 副所長 副参事	
地域活動センター 所長 副参事 副所長	

市民サービスセンター 所長 副所長 副参事	に
市民相談センター 所長 参事	
駅東サービスセンター 所長 副参事	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



# 訓 令

## 秋田市訓令第 6 号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成23年 5 月11日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第16号中「、支所長」を削る。

第10条の 5 第 1 号中「補助金」の次に「および交付金」を加え、「その」を「それらの」に改め、同条第 6 号中「第25条第 1 項第 44号」を「第25条第 1 項第57号に規定する地域センターおよび同項第58号から第60号まで」に改め、同条第 7 号を同条第16号とし、同号の前に次の 9 号を加える。

- (7) 連絡所の管理に関すること。
- (8) 河辺戸島ふるさとセンターの管理に関すること。
- (9) ふれあい交流館かわべの管理および使用許可に関すること。
- (10) 雄和地区北部コミュニティ施設の管理に関すること。
- (11) 雄和中の沢多目的研修集会施設の管理に関すること。
- (12) 雄和農林漁家婦人活動促進施設の管理に関すること。
- (13) 雄和山村交流センターの管理に関すること。
- (14) 雄和基幹集落センターの管理および使用許可に関すること。
- (15) 雄和左手子交流センターの管理に関すること。

第11条生活総務課長専決事項の項第 3 号中「（他の所管に属するものを除く。）の管理に関すること」を「の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）」に改め、同項中第 4 号から第 11号までを削り、同条支所長専決事項の項および地域活動センター所長専決事項の項を削る。

附 則

この訓令は、平成23年 5 月16日から施行する。

## 秋田市訓令第 7 号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市市民センター事務決裁規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成23年 5 月11日

秋田市長 穂 積 志

秋田市市民センター事務決裁規程を廃止する訓令

秋田市市民センター事務決裁規程（平成16年秋田市訓令第 6 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年 5 月16日から施行する。

## 秋田市訓令第 8 号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 5 月13日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の表第 5 号中

国保年金課長	3
障がい福祉課長	1
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1
各連絡所長	各 1

を

国保年金課長	3
障がい福祉課長	1
各市民サービスセンター所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1
各連絡所長	各 1

に

改め、同表第 8 号中

障がい福祉課長	1
市民サービスセンター所長	1

を

障がい福祉課長	1
各市民サービスセンター所長	各 1

に

改め、同表第12号中

市民税課長	1
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1
各連絡所長	各 1

を

市民税課長	1
各市民サービスセンター所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1
各連絡所長	各 1

に

改め、同表第14号中

市民課長	3
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
御野場地域センター所長	1
各市民センター所長	各 1
各連絡所長	各 1

を

市民課長	3
各市民サービスセンター所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1
御野場地域センター所長	1
各連絡所長	各 1

に

改め、同表第15号中

市民課長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1

を

市民課長	1
各市民サービスセンター所長	各 1

に

改め、同表第16号中

市民課長	1
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1
各連絡所長	各 1

を

市民課長	1
各市民サービスセンター所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1
各連絡所長	各 1

に

改め、同表第17号中

国保年金課長	1
各市民センター所長	各 1

を

国保年金課長	1
--------	---

に

改め、同表第18号中

生活総務課長	1
各市民センター所長	各 1

を

生活総務課長	1
河辺市民サービスセンター所長	1
雄和市民サービスセンター所長	1

に

改め、同表第20号中

農林総務課長	1
各市民センター所長	各 1

を

農林総務課長	1
--------	---

に

改め、同表第25号中

市民課長	1
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1

を

市民課長	1
各市民サービスセンター所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1

に

改め、同表第26号中

市民課長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1

を

市民課長	1
各市民サービスセンター所長	各 1

に

改め、同表第27号中

文書法制課長	2
市民税課長	1
生活総務課長	1
市民課長	2
介護・高齢福祉課長	1
市立秋田総合病院総務課長	1
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
御野場地域センター所長	1
各市民センター所長	各 2
各連絡所長	各 2
市場管理室長	1

を

文書法制課長	2
市民税課長	1
生活総務課長	1
市民課長	2
介護・高齢福祉課長	1
市立秋田総合病院総務課長	1
各市民サービスセンター所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1
御野場地域センター所長	1
各連絡所長	各 1
市場管理室長	1

に

改め、同表第29号中

市民課長	1
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1
各連絡所長	各 1

を

市民課長	1
各市民サービスセンター所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1
各連絡所長	各 1

に

改め、同表第30号中

市民課長	1
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1

を

各市民センター所長	各 1
-----------	-----

市民課長	1
各市民サービスセンター所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1

改め、同表第31号中

市民課長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1

市民課長	1
各市民サービスセンター所長	各 1

改める。

附 則

この訓令は、平成23年 5月16日から施行する。

## 教 委 訓 令

### 秋田市教委訓令第 2 号

教 育 委 員 会  
関 係 各 所

秋田市土崎みなと会館使用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 5月16日

秋田市教育委員会  
委員長 前 川 重 明

秋田市土崎みなと会館使用規程の一部を改正する訓令

秋田市土崎みなと会館使用規程（昭和31年秋田市教委訓令第 4号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「秋田市土崎公民館長（以下「館長」という。）」を「教育委員会」に、「許可を」を「、許可を」に改める。

第 4 条中「館長は使用許可について」を「第 2 条の許可には、会館の」に、「つけることがある」を「付することができる」に改める。

第 5 条の見出しを「（使用の制限等）」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「館長は」を「教育委員会は、」に、「又は」を「、又は」に、「取消すことがある」を「取り消すことができる」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 5月16日から施行する。

## 告 示

### 秋田市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年 5月 2 日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

左手子報徳会

2 規約に定める目的

本会は、解散した特例民法法人左手子報徳会の事業を承継し、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 地域住民の福祉増進に関すること。
- (2) 地域住民の文化向上に関すること。
- (3) 地域の環境美化、環境整備および住民の生活向上に関すること。
- (4) 集会施設および財産管理に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要なこと。

3 区域

本会の区域は次のとおりとする。

- (1) 秋田市雄和左手子字白川袋
- (2) 秋田市雄和左手子字前谷地
- (3) 秋田市雄和左手子字清水下
- (4) 秋田市雄和左手子字上野

4 主たる事務所

本会の主たる事務所は、秋田県秋田市雄和左手子字清水下49番地に置く。

5 代表者の氏名及び住所

嘉 藤 吉 夫

秋田市雄和左手子字清水下126番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日

平成23年 5月 2 日

10 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、総務大臣が定める基準を満たすときは、その事由

(1) 規約に定める資産（残余財産の処分）

本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

(2) 規約に定める資産（余剰金の分配）

剰余金の分配は、これを行わない。

11 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、当該特例民法法人から承継した財産の種類及び数量

当該財産を保有していない。

### 秋田市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年 5月 9 日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

下黒瀬振興会

2 規約に定める目的

本会は、解散した特例民法法人下黒瀬福祉振興会の事業を承継し、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な

地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 地域住民の福祉増進に関すること。
- (2) 地域住民の文化向上に関すること。
- (3) 地域の環境美化、環境整備および住民の生活向上に関すること。
- (4) 集会施設および財産管理に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要なこと。

### 3 区域

本会は下黒瀬地域を区域とする。

### 4 主たる事務所

本会の主たる事務所は、秋田県秋田市雄和下黒瀬字町屋敷90番地1に置く。

### 5 代表者の氏名及び住所

佐藤 三 男  
秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地2

### 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

### 7 代理人の有無

なし

### 8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

### 9 認可年月日

平成23年5月9日

### 10 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、総務大臣が定める基準を満たすときは、その事由

#### (1) 規約に定める資産（残余財産の処分）

本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

#### (2) 規約に定める資産（剰余金の分配）

剰余金の分配は、これを行わない。

### 11 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、当該特例民法法人から承継した財産の種類及び数量

当該財産を保有していない。

### 秋田市告示第140号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年5月9日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 公の施設の名称

秋田市雄和左手子交流センター

#### 2 指定管理者

社団法人左手子報徳会

#### 3 指定管理者の指定年月日

平成19年3月23日

#### 4 変更があった事項およびその内容

団体名

変更前 社団法人左手子報徳会

変更後 左手子報徳会

代表者の氏名

変更前 佐々木 隆

変更後 嘉藤 吉夫

#### 5 変更年月日

平成23年4月1日

#### 6 変更の理由

社団法人の解散および役員選出による。

### 秋田市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年5月11日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 変更があった認可地縁団体の名称

泉一ノ坪町内会

#### 2 認可年月日

平成14年11月13日

#### 3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 竹内 繁

秋田市泉一ノ坪20番9号

変更後 柴山 芳隆

秋田市泉一ノ坪17番3号

#### 4 変更年月日

平成22年5月9日

#### 5 変更の理由

役員改選による。

### 秋田市告示第142号

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき、指定定期検査機関を次のとおり定めたので、同法第159条の規定により告示する。

平成23年5月11日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 指定定期検査機関の名称

社団法人 秋田県計量協会

#### 2 指定定期検査機関の住所

秋田市川尻若葉町1番5号

#### 3 指定の期間

平成23年6月1日から平成26年5月31日まで

### 秋田市告示第143号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、北部市民サービスセンターの施設使用料の徴収業務を次の者に委任したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月11日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 受託者の住所および氏名

秋田市土崎港西五丁目3番1号

北部地域住民自治協議会

会長 加賀谷 俊雄

#### 2 委任の期間

平成23年5月16日から平成28年3月31日まで

### 秋田市告示第144号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市河辺市民サービスセンター施設使用料等徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 5月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名  
秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2  
河辺の郷自治協議会  
会長 加賀谷 芳 春
- 2 委託の期間  
平成23年 5月16日から平成28年 3月31日まで

## 秋田市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年 5月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称  
女米木同栄会
- 2 規約に定める目的  
本会は、解散した特例民法法人女米木同栄会の事業を承継し、会員の連携意識を高め、福利増進、生活文化の向上を図り、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。
- (1) 生活の向上を図るために必要な生活改善に関する事項  
(2) 福祉の増進、環境の整備、文化の向上に関する事項  
(3) 天災、事変などによる罹災者に対する応急救護に関する事項  
(4) 集会施設および財産管理に関する事項  
(5) その他総会において必要と認められた事項
- 3 区域  
本会の区域は、秋田県秋田市雄和女米木全域とする。
- 4 主たる事務所  
本会の主たる事務所は、秋田県秋田市雄和女米木字猫沢195番地の1に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所  
石 井 菊 男  
秋田市雄和女米木字石川217番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定める解散の事由  
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日  
平成23年 5月12日
- 10 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、総務大臣が定める基準を満たすときは、その事由
- (1) 規約に定める資産（残余財産の処分）  
本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。
- (2) 規約に定める資産（剰余金の分配）  
剰余金の分配は、これを行わない。
- 11 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、当該特例民法法人から承継した財産の種類及び数量

当該財産を保有していない。

## 秋田市告示第146号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画财政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成23年度固定資産税納税通知書

## 秋田市告示第147号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成22年度および平成23年度国民健康保険納税通知書

## 秋田市告示第148号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、雄和市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市雄和妙法字上大部48番地 1  
雄和市民協議会  
会長 金 清 一 郎
- 2 委託期間  
平成23年 5月16日から平成24年 3月31日まで

## 秋田市告示第149号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 13台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 13台

- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
- (2) 撤去し、保管した年月日  
平成23年4月2日から同月28日まで
- (3) 返還を行う時間および場所  
ア 時間 午前10時から午後7時まで  
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成23年5月27日から同年11月27日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第150号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、平成23年度の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成23年5月16日

秋田市長 穂 積 志

1 検査の区域、期日、時間および場所

検査地区	検査月日	曜 日	時 間	場 所
泉	7月4日	月	10時00分~11時30分	泉地区コミュニティセンター
保戸野	7月4日	月	13時30分~15時00分	保戸野地区コミュニティセンター
東通・横森	7月5日	火	10時00分~11時30分	東地区コミュニティセンター
千秋・手形	7月5日	火	13時30分~15時00分	明德地区コミュニティセンター
牛島・卸町	7月7日	木	10時00分~11時30分	南部公民館
榎山・南通	7月7日	木	13時30分~15時00分	榎山地区コミュニティセンター
中通	7月11日	月	10時00分~15時00分	秋田市計量検査所
旭南・茨島	7月12日	火	10時00分~15時00分	
山王・旭北・大町	7月14日	木	10時00分~15時00分	
川尻・川元・八橋	7月15日	金	10時00分~15時00分	

- 2 計量器の所在の場所で行う検査の時期は8月18日から10月7日までとする。
- 3 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条の規定により、計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受験希望期日を選定して申請することとする。
- 4 計量法第19条第1項の規定により、定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項に定めるものとする。
- 5 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は社団法人秋田県計量協会とする。

秋田市告示第151号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成23年5月16日

秋田市長 穂 積 志

課所室	委任事務
北部市民サービスセンター	北部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
河辺市民サービスセンター	河辺市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
雄和市民サービスセンター	雄和市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
岩見三内連絡所	岩見三内連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
大正寺連絡所	大正寺連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務

平成23年5月17日

秋田市告示第152号

平成23年5月24日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 1 議長の選挙
- 2 副議長の選挙
- 3 秋田市議会委員会条例の一部を改正する件
- 4 常任委員会委員の選任
- 5 議会運営委員会委員の選任
- 6 秋田県後期高齢者医療広域連合会議員の選挙
- 7 秋田市北部墓地条例を設定する件
- 8 秋田市子ども広場条例を設定する件
- 9 秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 10 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 11 秋田市国民健康保険条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 12 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 13 平成22年度秋田市一般会計補正予算（第12号）に関する専決処分について承認を求める件
- 14 秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 15 平成23年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件

秋田市告示第153号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 5月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成22年度第7期、第9期国民健康保険税督促状

秋田市告示第154号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、古川町街区公園の夜間照明施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 5月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市土崎港西五丁目3番1号  
北部地域住民自治協議会  
会長 加賀谷 俊 雄
- 2 委託期間  
平成23年 5月16日から平成28年 3月31日まで

秋田市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年 5月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
肝煎町南部町内会
- 2 認可年月日  
平成14年12月16日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 板 垣 隆  
秋田市川元むつみ町2番35号  
変更後 菅 野 茂  
秋田市川尻上野町7番25号
- 4 変更年月日  
平成21年 4月 5日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第156号

平成23年 5月17日、行旅死亡人を取り扱ったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年 5月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 本籍、住所および氏名  
不詳
- 2 性別  
男性
- 3 人相、体格、特徴等  
身長160センチ、赤色トランクス、グレー靴下、黒色短靴を着用
- 4 発見年月日  
平成23年 5月11日
- 5 死亡場所又は発見場所  
秋田市川尻町字大川反232番地2の秋田運河
- 6 死亡年月日  
平成23年 5月10日
- 7 処置  
平成23年 5月16日まで秋田中央警察署で調査したが、身元が判明しないため、平成23年 5月17日に死体を引き取り、同日午後2時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。
- 8 連絡先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室  
電話番号 018-866-2090

秋田市告示第157号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 5月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成23年度介護保険料納入通知書  
平成23年度介護保険料督促状

秋田市告示第158号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年5月23日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
キャッスル調剤薬局	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル2F	平成23年 3月20日
パラジマ歯科クリニック	秋田市茨島六丁目10番13号	平成23年 4月1日
千葉歯科医院	秋田市千秋矢留町6番12号	平成23年 3月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
キャッスル調剤薬局	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル1F	平成23年 3月19日
パラジマ歯科クリニック	秋田市茨島六丁目10番13号	平成23年 3月31日
千葉歯科医院	秋田市千秋矢留町6番12号	平成23年 2月28日

秋田市告示第159号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年5月23日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
古木 将喜	秋田みなみ整骨院	秋田市仁井田緑町5番8号	平成23年 5月1日

2 廃止

氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	廃 止 年月日
古木 将喜	げんきや本舗 秋田中央整骨院	秋田市広面字小沼 古川端441番地	平成23年 4月30日

秋田市告示第160号

平成23年5月24日招集の秋田市議会臨時会に付議する事件を次のとおり追加する。

平成23年5月23日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

秋田市監査委員の選任について同意を求める件

秋田市告示第161号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年5月24日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
キャッスル調剤薬局	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル2F	平成23年 3月20日
パラジマ歯科クリニック	秋田市茨島六丁目10番13号	平成23年 4月1日
遠藤歯科クリニック	秋田市中通二丁目8番1号 フォンテAKITA4階	平成23年 5月1日
株式会社サンメディカル秋田店	秋田市土崎港中央三丁目12番9号	平成23年 4月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
キャッスル調剤薬局	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル1F	平成23年 3月19日
パラジマ歯科クリニック	秋田市茨島六丁目10番13号	平成23年 3月31日
遠藤歯科クリニック	秋田市千秋久保田町3番15号	平成23年 2月28日

秋田市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成23年5月26日

秋田市長 穂 積 志

専決第27号

専 決 処 分 書

平成22年度秋田市一般会計補正予算（第12号）の件



上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成23年3月31日

秋田市長 穂 積 志

平成22年度秋田市一般会計補正予算（第12号）

平成22年度秋田市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（市債の補正）

第1条 市債の変更は、「第1表 市債補正」による。

第1表 市債補正

（単位：千円）

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
小 学 校 費	462,700	△7,000	455,700			
中 学 校 費	604,800	7,000	611,800			
計	15,296,700	0	15,296,700			

秋田市告示第163号

平成23年5月24日の「平成23年5月秋田市議会臨時会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成23年5月26日

秋田市長 穂 積 志

平成23年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

平成23年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定め

るところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,308千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,590,308千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		千円 6,936,927	千円 43,308	千円 6,980,235
	2 県補助金	3,596,298	43,308	3,639,606
18 寄 附 金		4	4,000	4,004
	1 寄附金	4	4,000	4,004
20 繰 越 金		671,000	23,000	694,000
	1 繰越金	671,000	23,000	694,000
歳 入 合 計		127,520,000	70,308	127,590,308

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 20,097,301	千円 24,888	千円 20,122,189
	1 総務管理費	17,963,997	24,888	17,988,885
4 衛 生 費		11,761,548	12,508	11,774,056
	3 清掃費	6,461,516	12,508	6,474,024

7 商 工 費		6,438,755	27,000	6,465,755
	1 商工費	6,438,755	27,000	6,465,755
9 消 防 費		3,660,941	5,912	3,666,853
	1 消防費	3,660,941	5,912	3,666,853
歳 出 合 計		127,520,000	70,308	127,590,308

秋田市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称  
種沢自治会
- 2 規約に定める目的  
本会は、解散した特例民法法人雄和種沢自治会の事業を承継し、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。  
(1) 地域住民の福祉増進に関すること。  
(2) 地域住民の文化向上に関すること。  
(3) 地域の環境美化、環境整備および住民の生活向上に関すること。  
(4) 天災、事変などによる罹災者に対する応急救護に関すること。  
(5) 集会施設および財産管理に関すること。  
(6) その他目的を達成するために必要なこと。
- 3 区域  
本会の区域は、秋田県秋田市雄和種沢全域とする。
- 4 主たる事務所  
本会の主たる事務所は、秋田県秋田市雄和種沢字山王堂40番地に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所  
加 藤 志美雄  
秋田市雄和種沢字山王堂143番地2
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定める解散の事由  
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日  
平成23年5月27日
- 10 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、総務大臣が定める基準を満たすときは、その事由  
(1) 規約に定める資産（残余財産の処分）  
本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

(2) 規約に定める資産（剰余金の分配）

剰余金の分配は、これを行わない。

- 11 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、当該特例民法法人から承継した財産の種類及び数量  
当該財産を保有していない。

秋田市告示第165号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月27日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名

秋田市川尻若葉町1番5号  
社団法人 秋田県計量協会  
会長 森 洋

秋田市告示第166号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、胸部検診に係る検診料の徴収、収納業務を次の者に委任したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所 秋田市八橋南一丁目8番2号
- 2 受託者の氏名 社団法人 秋田市シルバー人材センター  
理事長職務代行者 高 橋 善 健

教 委 告 示

秋田市教委告示第8号

平成23年5月20日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成23年5月16日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

付議案件

- 1 秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件
- 2 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
- 3 職員の人事について承認を求める件

## 選 管 告 示

### 秋市選管告示第46号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第5項の規定に基づき、平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙立会人を次のとおり変更選任したので、同令第8条第7項の規定により、その住所および氏名を告示する。

平成23年5月2日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 工 藤 任 国

### 第4選挙区

新 秋田市太平山谷字十三岱36番地 鈴木 英 弘  
旧 秋田市太平八田字堂ノ前31番地 阿 部 留 壽

### 秋市選管告示第47号

平成23年5月4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙において、当選した者の氏名および住所は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成23年5月6日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 工 藤 任 国

### 第1選挙区

受付番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	三 浦 幸 藏	男	秋田市広面字谷内佐渡61番地	昭和4年1月13日	農 業
2	平成23年 4月27日	大久保 義 和	男	秋田市広面字赤沼10番地	昭和29年9月5日	農 業
3	平成23年 4月27日	木 村 健	男	秋田市広面字赤沼2番地	昭和11年11月7日	農 業
4	平成23年 4月27日	佐々木 哲 男	男	秋田市広面字近藤堰添64番地2	昭和12年12月1日	農 業
5	平成23年 4月27日	保 泉 英 一	男	秋田市広面字赤沼31番地	昭和23年6月22日	農 業
6	平成23年 4月27日	児 玉 榮 治	男	秋田市広面字赤沼72番地	昭和27年8月20日	農 業

### 第2選挙区

受付番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	鎌 田 章 夫	男	秋田市柳田字柳田63番地	昭和19年1月17日	農 業
2	平成23年 4月27日	鎌 田 正	男	秋田市柳田字川崎86番地1	昭和29年12月7日	農 業
3	平成23年 4月27日	佐々木 誠 一	男	秋田市柳田字馬上田2番地	昭和13年8月9日	農 業
4	平成23年 4月27日	熊 谷 金 栄	男	秋田市柳田字柳田67番地1	昭和24年9月17日	会社役員
5	平成23年 4月27日	松 川 和 義	男	秋田市柳田字佐渡端102番地1	昭和11年12月25日	農 業
6	平成23年 4月27日	鎌 田 進	男	秋田市柳田字佐渡端233番地3	昭和6年11月6日	農 業
7	平成23年 4月27日	立 花 重市郎	男	秋田市柳田字佐渡端233番地	昭和20年2月7日	農 業

### 第3選挙区

受付番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	伊 藤 鑄 一	男	秋田市太平八田字荒巻140番地1	昭和20年6月18日	農 業
2	平成23年 4月27日	木 村 昊	男	秋田市太平八田字八田188番地1	昭和20年6月7日	農 業

3	平成23年 4月27日	鎌田 静 敏	男	秋田市太平八田字藤ノ崎5番地	昭和26年4月1日	農 業
4	平成23年 4月27日	山 田 吉 善	男	秋田市太平八田字八田176番地3	昭和23年6月29日	会社員
5	平成23年 4月27日	飯 塚 幸 男	男	秋田市太平八田字藤ノ崎17番地	昭和22年12月21日	農 業
6	平成23年 4月27日	鎌田 文 夫	男	秋田市太平八田字藤ノ崎114番地	昭和32年3月20日	農 業

## 第4選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	鎌田 六 男	男	秋田市太平八田字上八田14番地	昭和23年6月2日	農 業
2	平成23年 4月27日	石郷岡 満	男	秋田市太平八田字上八田13番地	昭和22年2月7日	農 業
3	平成23年 4月27日	阿 部 稔	男	秋田市太平八田字上八田6番地1	昭和22年8月20日	農 業
4	平成23年 4月27日	阿 部 隆 志	男	秋田市太平八田字木曾石73番地	昭和29年7月21日	農 業

## 第5選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	森 合 満	男	秋田市太平目長崎字滝瀬1番地	昭和19年2月24日	農 業
2	平成23年 4月27日	佐々木 英 久	男	秋田市太平目長崎字目長崎143番地9	昭和21年10月9日	農 業
3	平成23年 4月27日	須 藤 政一郎	男	秋田市太平目長崎字本町83番地	昭和22年2月2日	農 業
4	平成23年 4月27日	永 井 一 芳	男	秋田市太平目長崎字本町78番地	昭和23年1月26日	農 業
5	平成23年 4月27日	佐々木 義 宗	男	秋田市太平目長崎字神田1番地1	昭和20年10月18日	農 業
6	平成23年 4月27日	舟 木 眞一郎	男	秋田市太平目長崎字井関88番地	昭和20年1月14日	会社員

## 第6選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	永 井 正	男	秋田市太平中関字寺中157番地	昭和21年8月20日	農 業
2	平成23年 4月27日	鎌田 悟	男	秋田市太平中関字寺中46番地	昭和29年10月7日	会社員
3	平成23年 4月27日	嵯 峨 均	男	秋田市太平中関字平形58番地	昭和30年11月10日	農 業
4	平成23年 4月27日	永 井 正 男	男	秋田市太平中関字川原31番地	昭和26年2月23日	農 業
5	平成23年 4月27日	工 藤 清	男	秋田市太平中関字屋敷前6番地	昭和17年2月13日	農 業
6	平成23年 4月27日	櫻 田 善 悦	男	秋田市太平中関字川原101番地	昭和22年10月28日	農 業

第7選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	秋 山 重 善	男	秋田市太平寺庭字寺庭104番地 1	昭和28年 2月19日	会社員
2	平成23年 4月27日	利 部 哲 義	男	秋田市太平黒沢字稲荷65番地	昭和19年 4月 2日	農 業
3	平成23年 4月27日	永 井 敬 悦	男	秋田市太平寺庭字寺庭177番地	昭和34年 4月 5日	会社員
4	平成23年 4月27日	嵯 峨 金 平	男	秋田市太平黒沢字館越65番地	昭和22年 7月16日	農 業
5	平成23年 4月27日	佐々木 喜 徳	男	秋田市太平黒沢字野崎136番地	昭和21年11月28日	団体職員
6	平成23年 4月27日	佐々木 芳 徳	男	秋田市太平黒沢字野崎76番地 1	昭和22年 3月 8日	農 業

第8選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	小 松 久 志	男	秋田市太平山谷字野田68番地	昭和27年 9月 5日	農 業
2	平成23年 4月27日	鈴 木 久 光	男	秋田市太平山谷字地主42番地	昭和19年 4月14日	農 業
3	平成23年 4月27日	鈴 木 信 行	男	秋田市太平山谷字十三岱227番地 2	昭和15年 1月24日	農 業
4	平成23年 4月27日	鈴 木 鉄 男	男	秋田市太平山谷字十三岱92番地	昭和21年 5月21日	会社員
5	平成23年 4月28日	鈴 木 健 太 郎	男	秋田市太平山谷字中山谷167番地	昭和25年 9月14日	会社員
6	平成23年 4月27日	鎌 田 治	男	秋田市太平山谷字上皿見内91番地 1	昭和25年12月26日	農 業
7	平成23年 4月27日	嵯 峨 一 夫	男	秋田市太平山谷字下皿見内37番地 1	昭和17年 5月15日	農 業

秋市選管告示第48号

平成23年 5月 4日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により、当選

人の氏名および住所を次のとおり告示する。

平成23年 5月 6日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	三 浦 幸 藏	男	秋田市広面字谷内佐渡61番地	昭和 4年 1月13日	農 業
2	平成23年 4月27日	大久保 義 和	男	秋田市広面字赤沼10番地	昭和29年 9月 5日	農 業
3	平成23年 4月27日	木 村 健	男	秋田市広面字赤沼 2 番地	昭和11年11月 7日	農 業
4	平成23年 4月27日	佐々木 哲 男	男	秋田市広面字近藤堰添64番地 2	昭和12年12月 1日	農 業
5	平成23年 4月27日	保 泉 英 一	男	秋田市広面字赤沼31番地	昭和23年 6月22日	農 業
6	平成23年 4月27日	児 玉 榮 治	男	秋田市広面字赤沼72番地	昭和27年 8月20日	農 業

## 第2選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成23年 4月27日	鎌田章夫	男	秋田市柳田字柳田63番地	昭和19年1月17日	農業
2	平成23年 4月27日	鎌田正	男	秋田市柳田字川崎86番地1	昭和29年12月7日	農業
3	平成23年 4月27日	佐々木誠一	男	秋田市柳田字馬上田2番地	昭和13年8月9日	農業
4	平成23年 4月27日	熊谷金栄	男	秋田市柳田字柳田67番地1	昭和24年9月17日	会社役員
5	平成23年 4月27日	松川和義	男	秋田市柳田字佐渡端102番地1	昭和11年12月25日	農業
6	平成23年 4月27日	鎌田進	男	秋田市柳田字佐渡端233番地3	昭和6年11月6日	農業
7	平成23年 4月27日	立花重市郎	男	秋田市柳田字佐渡端233番地	昭和20年2月7日	農業

## 第3選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成23年 4月27日	伊藤鑄一	男	秋田市太平八田字荒巻140番地1	昭和20年6月18日	農業
2	平成23年 4月27日	木村昊	男	秋田市太平八田字八田188番地1	昭和20年6月7日	農業
3	平成23年 4月27日	鎌田静敏	男	秋田市太平八田字藤ノ崎5番地	昭和26年4月1日	農業
4	平成23年 4月27日	山田吉善	男	秋田市太平八田字八田176番地3	昭和23年6月29日	会社員
5	平成23年 4月27日	飯塚幸男	男	秋田市太平八田字藤ノ崎17番地	昭和22年12月21日	農業
6	平成23年 4月27日	鎌田文夫	男	秋田市太平八田字藤ノ崎114番地	昭和32年3月20日	農業

## 第4選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成23年 4月27日	鎌田六男	男	秋田市太平八田字上八田14番地	昭和23年6月2日	農業
2	平成23年 4月27日	石郷岡満	男	秋田市太平八田字上八田13番地	昭和22年2月7日	農業
3	平成23年 4月27日	阿部稔	男	秋田市太平八田字上八田6番地1	昭和22年8月20日	農業
4	平成23年 4月27日	阿部隆志	男	秋田市太平八田字木曾石73番地	昭和29年7月21日	農業

## 第5選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成23年 4月27日	森合満	男	秋田市太平目長崎字滝瀬1番地	昭和19年2月24日	農業
2	平成23年 4月27日	佐々木英久	男	秋田市太平目長崎字目長崎143番地9	昭和21年10月9日	農業

3	平成23年 4月27日	須藤 政一郎	男	秋田市太平日長崎字本町83番地	昭和22年2月2日	農業
4	平成23年 4月27日	永井 一 芳	男	秋田市太平日長崎字本町78番地	昭和23年1月26日	農業
5	平成23年 4月27日	佐々木 義 宗	男	秋田市太平日長崎字神田1番地1	昭和20年10月18日	農業
6	平成23年 4月27日	舟木 眞一郎	男	秋田市太平日長崎字井関88番地	昭和20年1月14日	会社員

## 第6選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	永井 正	男	秋田市太平中関字寺中157番地	昭和21年8月20日	農業
2	平成23年 4月27日	鎌田 悟	男	秋田市太平中関字寺中46番地	昭和29年10月7日	会社員
3	平成23年 4月27日	嵯峨 均	男	秋田市太平中関字平形58番地	昭和30年11月10日	農業
4	平成23年 4月27日	永井 正 男	男	秋田市太平中関字川原31番地	昭和26年2月23日	農業
5	平成23年 4月27日	工藤 清	男	秋田市太平中関字屋敷前6番地	昭和17年2月13日	農業
6	平成23年 4月27日	櫻田 善悦	男	秋田市太平中関字川原101番地	昭和22年10月28日	農業

## 第7選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	秋山 重善	男	秋田市太平寺庭字寺庭104番地1	昭和28年2月19日	会社員
2	平成23年 4月27日	利部 哲義	男	秋田市太平黒沢字稲荷65番地	昭和19年4月2日	農業
3	平成23年 4月27日	永井 敬悦	男	秋田市太平寺庭字寺庭177番地	昭和34年4月5日	会社員
4	平成23年 4月27日	嵯峨 金平	男	秋田市太平黒沢字館越65番地	昭和22年7月16日	農業
5	平成23年 4月27日	佐々木 喜徳	男	秋田市太平黒沢字野崎136番地	昭和21年11月28日	団体職員
6	平成23年 4月27日	佐々木 芳徳	男	秋田市太平黒沢字野崎76番地1	昭和22年3月8日	農業

## 第8選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成23年 4月27日	小松 久志	男	秋田市太平山谷字野田68番地	昭和27年9月5日	農業
2	平成23年 4月27日	鈴木 久光	男	秋田市太平山谷地主42番地	昭和19年4月14日	農業
3	平成23年 4月27日	鈴木 信行	男	秋田市太平山谷字十三岱227番地2	昭和15年1月24日	農業
4	平成23年 4月27日	鈴木 鉄男	男	秋田市太平山谷字十三岱92番地	昭和21年5月21日	会社員
5	平成23年 4月28日	鈴木 健太郎	男	秋田市太平山谷字中山谷167番地	昭和25年9月14日	会社員

6	平成23年 4月27日	鎌 田 治	男	秋田市太平山谷字上皿見内91番地 1	昭和25年12月26日	農 業
7	平成23年 4月27日	嵯 峨 一 夫	男	秋田市太平山谷字下皿見内37番地 1	昭和17年 5月15日	農 業

#### 秋市選管告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成23年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成23年5月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 期間 平成23年6月3日から同月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

## 農 委 告 示

#### 秋田市農委告示第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）第27条の規定により、平成22年4月16日から平成23年3月17日までに開催した秋田市農業委員会総会について、その議事録を次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月6日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 1 開催日 平成22年第5回 平成22年4月16日  
平成22年第6回 平成22年5月17日  
平成22年第7回 平成22年6月23日  
平成22年第8回 平成22年7月16日  
平成22年第9回 平成22年8月17日  
平成22年第10回 平成22年9月16日  
平成22年第11回 平成22年10月18日  
平成22年第12回 平成22年11月17日  
平成22年第13回 平成22年12月20日  
平成23年第1回 平成23年1月17日  
平成23年第2回 平成23年1月31日  
平成23年第3回 平成23年2月17日  
平成23年第4回 平成23年3月17日
- 2 縦覧期間 平成23年5月12日から同月31日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 縦覧場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市農業委員会事務局

#### 秋田市農委告示第9号

平成23年5月17日午後2時秋田市河辺市民サービスセンターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成23年5月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

#### 案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（7件）
- 2 農用地利用集積計画（平成23年度第2号）に関する件
- 3 平成22年度農業委員会活動計画の点検・評価結果に関する件
- 4 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画に関する件
- 5 違反転用者に対する原状回復命令に関する件

## 上下水道局告示

#### 秋田市上下水道局告示第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成23年5月19日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社 中田建築設備	中田 尚文	秋田市山王五丁目9番2号

- 2 廃止年月日

平成23年4月21日

#### 秋田市上下水道局告示第17号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成23年5月19日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社 中田建築設備	中田 尚文	秋田市山王五丁目9番2号

- 2 廃止年月日

平成23年4月21日

#### 秋田市上下水道局告示第18号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成23年5月20日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平



1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
有限会社 八柳建水工業	八柳 広和	五城目町大川大川字西屋 布84番地の1

2 廃止年月日

平成23年 4月25日

秋田市上下水道局告示第19号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成23年 5月20日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
有限会社 八柳建水工業	八柳 広和	五城目町大川大川字西屋 布84番地の1

2 廃止年月日

平成23年 4月25日

公 告

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成23年 5月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (2) 公売保証金 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (3) 見 積 価 額 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり

2 公売日時

- (1) 参加申込期間  
平成23年 5月26日(木)午後1時から同年 6月10日(金)午後11時まで
- (2) 入札  
平成23年 6月17日(金)午後1時から同月19日(日)午後11時まで
- (3) 開札  
平成23年 6月20日(月)午前10時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ  
(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成23年 6月20日(月)午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市企画財政部特別滞納整理課

7 買受代金納付期限

平成23年 6月27日(月)午後2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 消費税の取扱い

落札価格に消費税相当額を含む。（平成20年 6月 6日の国税徴収法基本通達一部改正による。）

13 その他

- (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
- (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (3) いかなる理由があっても、引渡し財産の返品はできない。
- (4) タンス、テーブルワゴン（キャスター付き）、籐整理タンス（6段）、洋服タンスについては、直接引取りが可能であること。
- (5) 秋田市は<sup>かし</sup>瑕疵担保責任を負わない。

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の第1項第5号に掲げる道路として昭和46年 3月29日付けで位置の指定した道路（指定番号第213号）の一部を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成23年 5月13日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田市下新城中野字街道端西241番地157  
谷 光 彦

2 道路位置の廃止箇所

秋田市下新城中野字街道端西241番260

3 廃止道路幅員 4.00メートル

4 廃止道路延長 16.02メートル

5 廃止年月日および番号

平成23年 5月13日 廃止番号 第1号

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成23年 5月18日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

南秋田郡井川町北川尻字上村宅地40番地  
有限会社畠山不動産  
代表取締役 畠 山 光

- 2 道路位置指定箇所  
秋田市新屋豊町538番1
- 3 道路幅員 4.10メートル
- 4 道路延長 30.00メートル
- 5 指定年月日および番号  
平成23年5月18日 第1号

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成23年2月16日付け秋田市指令第208号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市太平八田字藤ノ崎231番地の3  
社会福祉法人晃和会  
理事 加藤 光 俊
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市柳田字川崎138番および139番

**秋田市公告**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成23年度第1号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成23年5月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号  
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成23年5月26日から同年6月14日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

**秋田市公告**

秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課公用車賃貸借について、次のとおり入札を実施するので、入札参加者を公募する。

平成23年5月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
  - (1) 名称  
秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課公用車賃貸借
  - (2) 納入場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課
  - (3) 引渡し日  
平成23年7月1日(金)
- 2 入札参加資格
  - (1) 次のアからエまでの要件を満たすこと。
    - ア 秋田市に本社、支店、営業所等を有する者
    - イ 租税に滞納がない者
    - ウ 納入した賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明できること。
    - エ 当該賃貸借物品に関し、仕様書に記載の要件を満たして

いることを写真などで証明できること。

- (2) 基本的な入札参加要件
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による制限を受ける者でないこと。
  - イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- 3 入札に関する事項
  - (1) 入札の場所  
秋田市山王一丁目3番25号 秋田市職員研修棟 第2研修室
  - (2) 入札の日時  
平成23年6月22日(水) 午前10時
  - (3) 入札保証金  
免除
- 4 契約条項を示す場所および日時
  - (1) 契約条項を示す場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課（福祉棟2階）
  - (2) 契約条項を示す日時  
平成23年5月30日(月)から同年6月10日(金)までの日（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- 5 契約日  
平成23年6月27日(月)予定
- 6 その他入札に関する注意事項
  - (1) 秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 7 入札参加申込みに関する事項
  - (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年6月10日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
    - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
    - イ 営業経歴書（様式2）
    - ウ 納税証明書
      - (ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
      - (イ) 秋田市に納めた法人市民税
      - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税（申請書類を提出した日が属する月において、納付期限が到来している期の方までの直近4期分の証明書）
  - ※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの
  - ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しの提出でも可。また、固定資産税および法人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
  - エ アフターサービス・メンテナンス体制（様式3）
- (2) 申請書等の提出  
申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申請書等の受付  
申請書等は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間  
平成23年 5 月30日(月)から同年 6 月10日(金)までの日（土曜日および日曜日を除く。）の、午前 9 時から午後 4 時まで  
イ 受付場所  
秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課  
ウ 申請用紙  
秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課又は秋田市役所ホームページから入手すること。
- 8 指名に関する事項
  - (1) 申請書等を提出した者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
  - (2) 提出された申請書等の審査の結果、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。
  - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年 6 月15日(水)に郵送する。
- 9 契約に関する事項
  - (1) 秋田市と落札業者間で契約書を締結する。
  - (2) 契約期間は、契約締結の日から平成23年 9 月30日までとする。
  - (3) 賃貸借期間は、平成23年 7 月 1 日から同年 9 月30日までとする。
  - (4) 契約締結の日から平成23年 6 月30日までは、本仕様書の賃貸借物品の準備期間とする。
  - (5) 賃借料は、月ごとに、当該月分を当該月の翌月に支払うものとする。
- 10 その他
  - (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課生きがい担当  
電話 018-866-2095

秋田市公告

国土交通省東北地方整備局から、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定による秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年 5 月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称  
秋田都市計画道路事業 3・4・14号 川尻広面線
- 2 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課

選 管 公 告

秋市選管公告

平成22年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の 4 第 7 項の規定により公告する。

平成23年 5 月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

平成22年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

1

閲覧の年月日	平成22年 4 月22日
申出者の氏名	読売新聞東京本社編集局世論調査部長 原 田 哲 哉
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町 1 - 7 - 1
利用目的の概要	全国の有権者を対象に実施する世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第37、85投票区の選挙人名簿登録者

2

閲覧の年月日	平成22年 5 月14日
申出者の氏名	朝日新聞秋田総局総局長 阿 部 俊 幸
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王 2 - 1 - 46
利用目的の概要	政治や選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第19投票区の選挙人名簿登録者

3

閲覧の年月日	平成22年 8 月12日
申出者の氏名	社団法人新情報センター事務局長 平 谷 伸 次
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	東京都渋谷区恵比寿 1 - 13 - 6
利用目的の概要	第22回参議院議員通常選挙に関する意識調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第111投票区の選挙人名簿登録者

4

閲覧の年月日	平成22年9月27日
申出者の氏名	一般社団法人共同通信社社長 石川 聰
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区東新橋1-7-1
利用目的の概要	日本世論調査会全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第11、16、37、51、56、60投票区の選挙人名簿登録者

5

閲覧の年月日	平成22年10月21日
申出者の氏名	朝日新聞社秋田総局 阿部 俊幸
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王2-1-46
利用目的の概要	政治や選挙などに関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第14、38投票区の選挙人名簿登録者

6

閲覧の年月日	平成22年12月17日
申出者の氏名	株式会社テレビ朝日代表取締役社長 早河 洋
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区六本木6-9-1
利用目的の概要	A N N世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第38、48、58、108投票区の選挙人名簿登録者

7

閲覧の年月日	平成22年12月24日
申出者の氏名	伊藤 巧一
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市雄和種沢字沼田47
利用目的の概要	市議会議員の政治活動に係る対象者確認
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第105から121投票区までの選挙人名簿登録者

8

閲覧の年月日	平成23年1月14日
申出者の氏名	社団法人輿論科学協会理事長 金森 鞠彦
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-8-6
利用目的の概要	内閣府「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査」の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第4投票区の選挙人名簿登録者

9

閲覧の年月日	平成23年2月9日
申出者の氏名	社団法人中央調査社会長 中田 正博
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座6-16-12
利用目的の概要	時事世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第12投票区の選挙人名簿登録者

10

閲覧の年月日	平成23年3月18日
申出者の氏名	佐藤 純子
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市雄和椿川字方福97
利用目的の概要	市議会議員の政治活動に係る対象者確認
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第105投票区から第121投票区までの選挙人名簿登録者

11

閲覧の年月日	平成23年 3月25日
申出者の氏名	佐々木 晃 二
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市土崎港中央 2 - 5 - 27
利用目的の概要	市議会議員の政治活動に係る対象者確認
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第 1、4、54、56、57、59、60投票区の選挙人名簿登録者

## 上下水道局公告

### 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成23年 5月13日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平  
賦課対象区域

東通三丁目、仁井田本町三丁目、河辺和田字式田、八橋イサノ二丁目、八橋田五郎二丁目、手形新栄町、手形字山崎、大平台四丁目、榎山城南新町、新屋比内町、卸町一丁目、卸町三丁目、將軍野向山、飯島美砂町、飯島字飯島水尻、將軍野東二丁目（別添図面（省略）に表示された施工箇所に向けた土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地）

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成23年 5月20日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

#### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第7号 浜田送水ポンプ修繕	豊岩浄水場内	平成23年 9月16日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 秋田県内において、横軸両吸込渦巻ポンプ（吸込口径200mm以上）の整備実績（元請）があること。 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市総務部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

#### 2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年 6月 7日(火) 午前10時  
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号  
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）  
 入札保証金 免除  
 契約予定日 平成23年 6月 9日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

#### 3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 5月31日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
 ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））  
 イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し  
 ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略）（資格者証の写しを添付））  
 (2) 申込書等の提出  
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは

受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成23年 5月20日(金)から同月31日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年 6月 3日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年 5月20日(金)から同年 6月 6日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年 5月20日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第 4 号 金足小泉上前汚水ポンプ 施設(1)No.2 ポンプ修繕	秋田市金足小泉上 前地内	平成23年 9月12日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事 A級 ② 修繕の従事者は次の資格を有すること。 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ・第二種電気工事士 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事 A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市総務部契約課から機械器具設置工事の A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5に相当する額を加算した金額(当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1回に限り行う。落札者となるべき同価格の入札者が 2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年 6月 7日(火) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年 6月 9日(木)

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 5月31日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式 1(省略))  
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式 2(省略)(資格者証の写しを添付))
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成23年 5月20日(金)から同月31日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年 6月 3日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年 5月20日(金)から同年 6月 6日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり雄和新波線送配水管整備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年 5月24日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工事番号 水道 第6号
- (3) 工 事 名 雄和新波線送配水管整備工事
- (4) 工事場所 雄和向野、新波地内
- (5) 工事概要 送水管布設工
 

D I P φ200	L =2,760.7m
D I P φ150	L =1,154.6m
水位調整弁設置工	
水位調整弁	1 式
配水管連絡工	
φ200×φ200	L =31.0m
空気弁設置工	
φ25	7 箇所
ドレン設置工	
φ100	3 箇所
φ75	1 箇所
マンホール設置工	
組立2号マンホール	1 箇所
舗装工	

A =8,037.0㎡

- (6) 工事期限 平成24年 3月22日(木)
- (7) 予定価格 192,953,000円（消費税別）
- (8) 開札予定期日 平成23年 6月15日(水)
- (9) 契約予定期日 平成23年 6月21日(火)
- (10) 注意事項

- ア この入札は電子入札により執行する。
- イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

- ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
- イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

- 代表者要件
- ア 公告日時において、秋田市の水道施設工事A級に等級格付されていること。
  - イ 水道施設工事業における特定建設業の許可を有すること。
  - ウ 水道施設工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
  - エ 水道施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
  - オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の水道施設工事のA級に等級格付されていること。
- イ 水道施設工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。
- ウ 水道施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成23年 5月30日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
  - イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
  - ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田

市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。(様式3))

エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。(様式4))

オ 誓約書(様式5)

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年5月24日(火)から同月30日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年6月7日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mail アドレスに対して通知する。

(4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、入札には使用できないため、入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成23年6月7日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成23年6月16日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部  
秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階)

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第78号 電機防食装置保守点検業務委託	手形山送水管他21箇所	平成23年8月31日	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に電気工事で登録していること。 ② 電気防食工事の施工実績および電気防食装置の保守点検等の実績があること。 ③ 社団法人日本防錆技術協会認定「防錆管理士」(施設防食科)の資格者を配置できること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

電話 018-863-2581

F A X 018-863-6556

(3) 販売期間 平成23年5月24日(火)から同年6月8日(木)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格 1式 7,950円(設計書 1,350円 図面 6,600円)(税込み)(CD-ROM有 1枚1,000円)

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成23年6月8日(木)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。

(8) 閲覧期間 平成23年5月24日(火)から同年6月14日(火)午後3時までの販売店の営業時間内

(9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。

6 その他

(1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

(4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市総務部契約課工事契約担当  
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成23年5月27日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

2 入札に関する事項

エ 電気工事について資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること(「防錆管理士」と兼務可)。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。



入札の日時 平成23年 6月14日(火) 午後 2 時  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室 (庁舎裏)

入札保証金 免 除

契約予定日 平成23年 6月16日(木)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
  - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 6月 7日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))  
イ 施工実績調書(別記様式2(省略))(契約書の写しと施工内容が客観的に分かる資料を添付)  
ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(省略)(資格者証の写しを添付))
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成23年 5月27日(金)から同年 6月 7日(火)まで

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第79号 ポンプ場計装設備点検業務委託	大平台ポンプ場他 12箇所	平成23年 8月31日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電機工事A級又はB級 ② 秋田県内の水道施設(浄水場・ポンプ場他)で、計装設備工事および計装機器点検業務の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市総務部契約課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

の土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年 6月10日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年 5月27日(金)から同年 6月13日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年 5月27日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年 6月14日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号  
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室 (庁舎裏)

入札保証金 免 除

契約予定日 平成23年 6月16日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額) を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。  
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 6月 7 日(火)までに、次に掲げる書類 (以下「申込書等」という。) を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
 ア 公募型指名競争入札参加申込書 (別記様式 1 (省略))  
 イ 施工実績調書 (別記様式 2 (省略)) および契約書等の写し  
 ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴 (別記様式 3 (省略) (資格者証の写しを添付))

(2) 申込書等の提出  
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付  
 申込書等は、次のとおり受け付ける。  
 ア 受付期間 平成23年 5月27日(金)から同年 6月 7 日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午

後 4 時まで  
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係  
 ウ 申込書・入札書・委任状等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
 上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。  
 (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。  
 (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年 6月10日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年 5月27日(金)から同年 6月13日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。  
 (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係  
 (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。  
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市上下水道局総務課管財係  
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。) 第167条の 6 の規定により公告する。

平成23年 5月27日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委 託 名	履 行 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第80号	仁井田・豊岩取水導水施設点検管理業務委託	仁井田浄水場 (秋田市仁井田字新中島221番地 2 ) 豊岩浄水場 (秋田市豊岩豊巻字下川原161番地 7 )	平成23年 12月22日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市に本社、支社、営業所等を有していること。 ② 秋田県内の一級河川 (国直轄) もしくは、港湾における構造物の潜水作業を伴う施工、点検又は整備の元請実績があること。 (基本的要件については、3 に記載)

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年 6月14日(火) 午前10時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号  
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室 (庁舎裏)

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。

契約予定日 平成23年 6月16日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得

を遵守の上、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額) を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

(1) 租税に滞納がないこと。

(2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

(4) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年6月7日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

（ア） 入札参加申込書（様式1（省略））

（イ） 実績調書（様式2（省略））および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

（ア） 入札参加申込書（様式1（省略））

（イ） 実績調書（様式2（省略））および契約書等の写し

（ウ） 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）

（エ） 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年5月27日(金)から同年6月7日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年5月27日(金)から同年6月13日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成23年6月10日(金)に一般競争入札参加資格証を交付す

る。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市上下水道局総務課管財係  
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成23年 5月27日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第5号	自記録水圧測定器 購入	秋田市上 下水道局	平成23年 6月30日	3に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年6月14日(火) 午後1時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契約予定日 平成23年6月16日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

(1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。

(2) 過去に地方自治体、企業等に対し、自記録水圧測定器の納入実績があること。

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年6月7日(火)までに、

次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

（ア）入札参加申込書（様式1（省略））

（イ）実績調書（様式2（省略））および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

（ア）入札参加申込書（様式1（省略））

（イ）実績調書（様式2（省略））および契約書等の写し

（ウ）法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）

（エ）直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年5月27日(金)から同年6月7日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年5月27日(金)から同年6月13日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成23年6月10日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

#### 秋田市上下水道局公告

次のとおり公共下水道大町幹線築造工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年5月31日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 本工事は共同企業体による工事である。

(2) 工事番号 下管渠 第4号

(3) 工 事 名 公共下水道大町幹線築造工事

(4) 工事場所 旭北錦町地内ほか

(5) 工事概要 管きょ工（推進）

推進工法用鉄筋コンクリート管φ2000

L=574.23m

マンホール工

組立マンホール工

2箇所

立坑工

1式

付帯工

1式

(6) 工事期限 平成24年3月20日(火)

(7) 予定価格 561,399,000円（消費税別）

(8) 開札予定期日 平成23年6月29日(水)

(9) 契約予定期日 平成23年7月5日(火)

(10) 注意事項 ア この入札は電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事に登録されていること。

イ 内径800mm以上かつ1スパンの推進延長100m以上の中大口径推進工事（シールド工事を含む。）において、地中接合（既設管体と掘進機の接合又は掘進機と掘進機の接合）の元請実績があること。

ウ 土木工事業における特定建設業の許可を有すること。

エ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

オ 土木工事に係る資格および推進工事技士の資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事A級に等級格付されていること。

- イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において、1級に該当する技術者が3人以上いること。
- ウ 当該工種の総合点数が850点以上であること。
- エ 土木工事業における特定建設業の許可を有すること。
- オ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。
- カ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- キ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- 3 入札参加資格審査の申請に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成23年6月13日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1)
- イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2)の写し
- ウ 施工実績調書(共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる種類を添付のこと。(様式3))
- エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに提出し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。代表者の配置予定技術者については、社団法人日本下水道管渠推進技術協会又は公益社団法人日本推進技術協会認定の「推進工事技士」の資格者証の写しを添付のこと。(様式4))
- オ 誓約書(様式5)
- (2) 申請書等の提出
- 申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
- 申請書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成23年5月31日(火)から同年6月13日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
- ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。
- 4 指名に関する事項
- (1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年6月21日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、入札には使用できないため、入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成23年6月21日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成23年6月30日(木)午後5時までに返却すること。
- 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項
- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部  
秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階)  
電 話 018-863-2581  
F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成23年5月31日(火)から同年6月22日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 1,390円(税込み)(CD-ROM 有 1枚 1,000円)
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成23年6月22日(木)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取ること。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。
- (8) 閲覧期間 平成23年5月31日(火)から同年6月28日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市総務部契約課工事契約担当  
電話 018-866-2165

